

第171号 2018年4月15日

〒110-0003 東京都台東区根岸 4-11-10
 東自教労組内
 TEL 03-3871-6470 fax 03-3871-6473
 E-mail tdu@toujikyو.or.jp

全国自教労組 共同ニュース

京自教労組 光悦分会

組合勝利判決!

被告課長が原告の指導中に 壁を蹴破った行為は違法!



京都地裁弁護士会館 前列左側が北協組合員

京自教光悦分会の組合員が2013年6月29日に光悦自動車教習所の課長から暴言や暴行、脅迫を受けた事件で、損害賠償を求め提訴していた裁判は2月2日に、被告課長に709条に基づく不法行為責任を負い、被告会社に民法715条1項に基づく使用者責任を負うと認められるとして組合勝訴となる判決が下りました。

裁判所の事実認定（要旨）

被告（課長）が部下である原告に対して対面して指導している最中に、原告のすぐ横の壁を蹴った行為は、たとえそれが原告

に直接向けられたものでないとしても、原告から見れば、自分に向けられたのと同様に感じて不合理がない行為である。

被告（課長）の行為は、1回だけのものではあるが、石膏ボードとはいえ穴を空けるほどに強く蹴っていることからすると、原告に相応の威圧感を与える行為であるというべきである。

被告（課長）が原告の指導中にそのすぐ横の壁を蹴破った行為は、指導中にされる行為としての社会的相当性を逸脱した違法性を認めざるを得ないというべきである。

といった組合勝利判決を勝ち取ることが出来ました。

しかし、京都地裁の事実認定に一部誤認があることから、分会は控訴することを意思統一しました。

主文の要旨は以下の通りです。

主文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して5万5000円及びこれに対する平成25年6月29日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを40分し、その39を原告の、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

18春闘



写真は、3月9日東自教労組の中央委員会 はじめに

18春闘は、「すべての労働者が安心して暮らせる大幅賃上げを」の大運動を展開することです。私達の暮らしは一向に良くなっておらず、増税などで生活はより一層厳しさを増しています。今春闘は「ベースアップ」にこだわり、実質賃金の改善につながる大幅賃上げを勝ち取る春闘にすることが重要です。

大企業の内部留保は増え続けています。アベノミクスが破たんした事が明確になった今、17春闘に引き続き「内部留保を労働者の賃上げに」「大幅賃上げこそ、経済の好循環をつくりだす」の声と運動で政府財界を動かし大幅賃上げを実現させるために奮闘しなければなりません。

暮らしを根底から破壊した安倍政権の責任は重大です。アベノミクスの破たんは、円安倒産や物価上昇、消費税増税、社会保障の改悪等、労働者国民の暮らしも地域経済も破壊しました。更には、今国会で「働き方改革」一括法案を提出し成立を狙っています。一括法案は「残業代ゼロ法案」、「過労死ライン合法化」など8本の改正法案を一括法案にしたもので本来一つ一つ審議しなければならないものですが、雇用対策法改正案も含まれており、「労働生産性の向上などの促進」など盛り込んだ大変危険なものとなっています。労働時間規制の緩和、金銭による解雇自由化など、安倍政権の進める雇用破壊に断固反対し、国民的な共同で跳ね返す闘いを進めなければなりません。

「憲法九条を改正して、アメリカと戦争出来る国へ」という、安倍内閣の対米従属ぶりは、トランプ米大統領との首脳会談でも明らかになりました。トランプ大統領の武器の売込みに対して、安倍首相は「日本の防衛力を質的に、また量的に拡充していかなければならない」と述べ、軍拡を進める方針を表明しました。憲法九条など日本国憲法の明文改悪を阻止する共同を広げ、安倍政権にストップをかけましょう。

安倍政権は、私達の暮らしが大変な中で社会保障の切り捨て、更なる2019年10月改正予定の消費税10%の増税など暮らしを圧迫する悪政ばかり進めています。18春闘は、大幅賃上げを実現する春闘と労働法制の大改革や戦争をする国づくりなど悪政を進める安倍暴走政権との闘いとなります。

自教を取り巻く情勢

教習所業界は、国民皆免許時代の到達と18歳免許取得人口の減少、若者の車離れにより入所が大幅に減少しています。大多数の経営者は、大変厳しい企業運営を余儀なくされ、今現在も有効な打開策が打ち出せないでいるのが現状です。教習所数は、1988年の1538校所から2014年の1347校所と約200校所も減少し、今現在も閉校ないし閉校するための手続きに入っている校所があるのが実態です。

教習所業界は、若者のにとって魅力のない業種となっており、各教習所共に指導員の高齢化が進んでいます。又、雇用形態についても、正規から契約（時間給）へと変わりつつあります。

現在の教習料金値下げによる熾烈な企業間競争では、どの経営にも将来は暗く、労働者にとっても「安心して働き、生活できる賃金」に将来不安な職場として位置付けられており、早急に労働組合として、将来に明るい展望の持てる業界になるために、様々な運動を展開していかなければなりません。

18歳運転免許適齢人口の減少により、入所生が増える事はなく、更には、自動運転車の実現化による現行の教習時間の短縮も予測されるなかで、今後の指定自動車教習所の存続を含めた論議を真剣に行う事が重要です。

2018年春闘課題

景気は依然として低迷しています。2017年7～9期のGDP（実質）は、前期比0.6%増、年換算で2.5%となり7四半期連続でプラス成長となりました。大企業の内部留保は4～6月期に405兆6000億円と史上最高を記録する一方で、実質賃金は下がり続け、2012年12月から2017年8月までの間に、年換算で14万円も下落しています。その大きな要因

は雇用の不安定化にあります。非正規雇用労働者は増え続け約4割に達しており、年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）は、1069万人に達しています。アベノミクスのトリクルダウン論によれば、企業が儲ければ労働者の賃金も上がる事になるが、実際はそうになっていない。大企業は空前の大儲けを続けながら、それが労働者の賃金に回されないようになっている。厚生労働省も、企業（労働者）がつくりだした付加価値配分の内容が変化し、「バブル崩壊後の1998年以降、全体の付加価値の変化率に占める営業利益の割合が高まっている」と企業の取り分が増えているのに対して、「（人件費は）、98年以降ではその割合は低下する」と労働者への配分が低下していると指摘せざるを得なくなっている。

18春闘では、大幅な賃上げを勝ち取り、働くルール壊しを阻止することは、日本経済を立て直すという社会的意義を持った闘いとなります。

具体的な取り組み

要求設定や交渉日程については、各地方の産別方針に基づき進める事で確認し、各地方とも指定自動車教習所として将来展望も含めた粘り強い交渉を行う必要があります。

共同センターとしては、各地方の幹事を通じて、春闘経過を共有し、経営からの不当な攻撃には、要請があれば積極的に取り組みます。

憲法改悪や労働法制の改悪などには共同センターとして断固反対すると共に京都では、京都府知事選挙が3月22日、4月8日投票で実施されます。京自教労組が推薦する民主府政代表の福山候補実現に向けても各地方の支持をお願いする次第です、

中央行動の開催

今年度については、6月に警察庁・厚生労働省・全指連への交渉を予定しています。

申し入れ事項については、2018年から18歳運転免許適齢人口の減少が毎年、約20000人減少すること、更には自動運転車の実現が目前となっており、今後、指定自動車教習所としての在り方について検討することと共に、教習カリキュラムの見直しも含めて、政策検討委員会で検討することが求められています。今年度の申し入れ事項については、早急に素案を作成し、共同センター幹事会にて検討し決定したいと考えています。

組織拡大の取り組み

毎年述べている通り、全国の労働組合の組織率が減少しています。教習所業界も例外ではなく、組織拡大が急務となっています。この20数年間で約200校所が企業閉鎖となり、今なお多くの教習所が企業閉鎖の危機に直面しています。今年度は、全国の指定自動車教習所に働いている者の生活実態並びに経営実態についてアンケート調査をすることが決定しており、6月を目途にアンケート内容を検討し、作成後、早急に全国発送、回収後に調査結果をまとめ、調査結果を分析する必要があります。又、多くの未組織労働者とも交流を図り、今後の指定自動車教習所の在り方について多くの知恵を結集し、将来に明るい展望の持てる指定自動車教習所実現を図るためにも、未組織労働者の組織拡大は急務と言えます。

(5)

共同ニュース 第171号

2018年4月15日